

# 茨城県社会保険指導協会だより

平成二十年  
春季号

## 編集と発行

〒300-0812 茨城県土浦市下高津4-1-32  
労働保険  
事務組合 茨城県社会保険指導協会

TEL 029-825-5560(代)  
FAX 029-835-9625  
E-mail: info@ibaraki-kyoukai.com  
URL http://www.ibaraki-kyoukai.com

## 業務案内

労働保険(雇用保険・労災保険)  
法に基づく諸業務、給付請求、  
労働保険料徴収納付、その他  
事務指導

## 平成20年度1期労働保険料の納期です

指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます

### ～ パートタイム労働法が改正されました ～

平成20年4月1日から、パートタイマー・アルバイト労働者を雇い入れる際、  
“昇級の有無・退職金の有無・賞与の有無”を文書等(雇用契約書等)で明示  
する事が**義務**になりました。

#### ～ 明示義務事項一覧 ～

改正前	明示義務事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間</li> <li>・就業の場所及び業務内容</li> <li>・始業就業時間</li> <li>・所定時間外労働の有無</li> <li>・休日及び休暇</li> <li>・賃金に関する事項</li> <li>・退職に関する事項</li> </ul>



改正後	明示義務事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間</li> <li>・就業の場所及び業務内容</li> <li>・始業就業時間</li> <li>・所定時間外労働の有無</li> <li>・休日及び休暇</li> <li>・賃金に関する事項</li> <li>・退職に関する事項</li> <li>・<b>昇級の有無</b></li> <li>・<b>退職金の有無</b></li> <li>・<b>賞与の有無</b></li> </ul>

事前に従業員の方に条件を明示する事で、後日の  
トラブル防止にもなります！  
雇用契約書の**ひな形は当協会にご用意がございます**  
のでお問い合わせ下さい。



### 《 就業規則の整備はされていますか？ 》

就業規則は、各労働条件や解雇事由等を定めた会社の規則です。従業員が10名以上いる事業所は、作成・届出の義務があります。会社の規則を書面化し明確にする事で、労使間のトラブルを防ぐ為にもなりますので、早急に作成しましょう。

#### 就業規則の重要性

就業規則未整備に起因する労働紛争は、数多く発生します。  
労使間双方にとって無駄な紛争を避ける為に、就業規則の  
整備は重要な事です。

例えば・・・

ある日突然入社しなくなった社員へ再三連絡を取ったが  
対応がなく、止むを得ず、その従業員を解雇とした。  
ところが1ヶ月後、突然その社員は入社し、『退職する  
気はなかった』と解雇無効を主張した。



就業規則で『無断欠勤が2週間  
以上続いた場合は自動退職とする』  
と明確に定めていれば、解雇に関  
するトラブルは未然に防げます。

#### 就業規則の作成義務

労働者10名以上の事業所・・・作成義務あり  
労働者10名未満の事業所・・・作成が望まれる  
作成した場合、管轄の労働基準監督署届け出の必要があります  
上記労働者の人数はパート・アルバイトも含んだ人数です

#### 就業規則に必ず記載する事項

始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、労働者  
を2組以上に分けて交代させる場合においては就業時  
転換に関する事項  
賃金(臨時の賃金等を除く)の決定、計算及び支払い  
の方法、賃金の締切り及び支払いの時期、昇給に関す  
る事項  
退職に関する事項(解雇事由含む)  
その他、退職手当、賞与、表彰、制裁等を定める場合  
にはこれらに関しても記載しなくてはなりません。

ご不明な点は、当協会までお問い合わせ下さい